

令和4年6月21日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年5月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	1
職員等	
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 自分の住宅敷地内に置いてあったゴミを盗まれた。	不受理とした。
② ある職員に尾行されている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
③ ある民間事業者が和歌山県営業時間短縮要請協力金を不正受給している。	担当課に調査を指示した結果、通報の事実は確認できなかった。
④ 自宅に「わかやま夏季インターンシップ参加学生募集」の文書が送付されたが、送付に当たっての個人情報の入手経路が不明であったり、文書には個人情報の取り扱いについての説明が無い等、不適切である。	担当課に調査を指示した結果、個人情報保護条例に基づき、学校を通じて目的を明示して説明を行い、適切に収集・管理を行っているが、不信感を持たれないよう、今後は個人情報収集時の書面文書の文言の変更・追加をしていく旨の回答を得た。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	②
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	3	①③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	3	②③④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	1	①

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	3
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある小学校で、教職員と保護者がSNSを用いてやりとりし、個人情報が漏洩している。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。
②	ある県立高校の教員が体育授業において、生徒同士での肉体的苦痛を伴う罰ゲームを強要した。	調査の結果、授業への関心・意欲を高めるための意図とのことであったが、適切でないため、改善するよう厳しく注意した。
③	ある小学校の教員がYouTube等で活動して、収益を得ている。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。
④	ある学校において、生徒等の同意を得ることなく、個人情報が県に提供され、就職に関する情報が送付されてきた。	就職に関する情報の送付は生徒の希望に基づいて行われていることを確認した。
⑤	令和元年6月分の不正行為等通報の調査報告に対し、不正の当事者が関与している。	通報で当事者とされた者が報告内容に関与した事実はなかったことを確認した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	①②③⑤
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1	④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	④⑤
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	2	①③

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。